

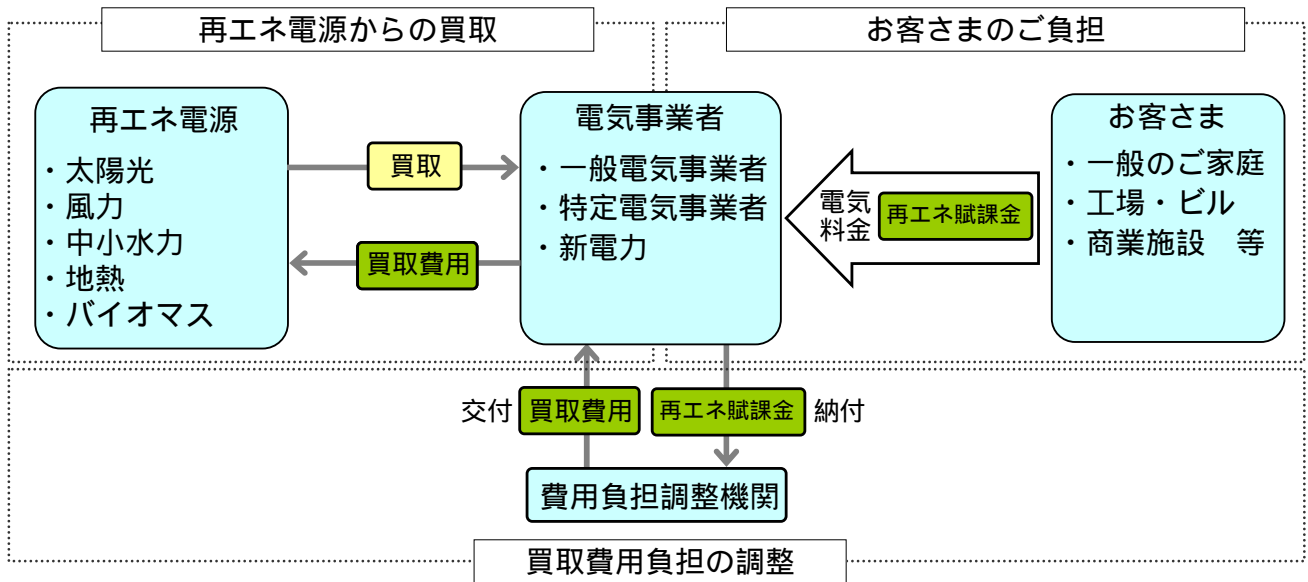
平成 24 年 7 月から開始される、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の概要および「再生可能エネルギー発電促進賦課金」のご負担について、以下のとおりご説明いたします。

## 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の仕組みについて

再生エネ電源で発電された電気を電気事業者が買い取ります。

買取に要した費用は再生エネ賦課金としてお客さまにご負担いただきます。

- 再生エネ賦課金は費用負担調整機関に納付された後、買取実績に応じて交付されます。



## 「再生エネ賦課金」と「太陽光発電促進付加金」のご負担について

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」では、再生エネ電源で発電される電気の当年度の買取に要する費用を、当年度中に、「再生エネ賦課金」としてご負担いただく仕組みとなっています。

なお、平成 24 年 6 月までの「太陽光発電の余剰電力買取制度」では、前年の買取に要した費用を、翌年度に、「太陽光発電促進付加金」としてご負担いただく仕組みとなっています。

このため、当面の間（平成 27 年 3 月頃までの予定です）「再生エネ賦課金」と「太陽光発電促進付加金」をあわせてご負担いただくこととなります。

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
再生エネ賦課金				再生エネ電気の買取 ↓ 再生エネ賦課金	再生エネ電気の買取 ↓ 再生エネ賦課金
太陽光発電促進付加金	11月 余剰電力の買取	1月 余剰電力の買取	1月 余剰電力の買取	6月 余剰電力の買取	
			太陽光発電促進付加金	太陽光発電促進付加金	太陽光発電促進付加金
再生エネ賦課金等			7銭/kWh	22銭/kWh 15銭/kWh	(未定)

## 電気を大量に使用される事業所に対する再エネ賦課金の減免について

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」では、電気を大量に使用される事業所で、国の定める要件を満たすお客さまについて、再エネ賦課金を減免する措置が設けられています。

適用を希望される場合は、毎年度、国への認定申請および認定後の当社へのお申し出が必要です。

(減免措置の概要)

減免の割合	・平成 24 年度は再エネ賦課金の 8 割が減免されます。(年度ごとに設定)
国の認定要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上高千円あたりの電力使用量(原単位)が「一定の倍率」を超える事業のうち、年間使用量が 100 万 kWh 以上の事業所が対象となります。</li> <li>・「一定の倍率」とは、製造業の場合は 8 倍、非製造業の場合は 14 倍です。(いずれも、原単位が 5.6kWh/千円を超える事業が対象となります。)</li> </ul>

詳しくは、資源エネルギー庁HP (<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene>) をご覧ください。

## 全量買取の場合の「需要場所の特例」について

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の開始に伴い、パワーコンディショナー等、再エネ電源の発電に必要な設備について、その他の設備(既存のご契約)とは別に電気の需給契約をご契約いただけるようになりました。

これに伴い、当社は、本日、経済産業大臣に対し、「電気供給約款の変更届出」を行いました。

